

保安規程変更届出書

経 企 発 第 16 号

平成19年10月31日

経済産業大臣

甘利 明 殿

東京都中央区銀座六丁目15番1号

電 源 開 発 株 式 会 社

取締役社長 中 垣 喜 彦



次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	第3条	保安規程の変更
	第5条	法令等遵守体制（新設）
	第6条	基本的職務
	第7条	主任技術者の選任等
	第8条	主任技術者の職務等
	第11条	主任技術者の解任
	第12条	教育内容と方法
	第13条	保安の方針（新設）
	第14条	保安の計画、実施、評価及び改善（新設）
	第15条	情報開示（新設）
	第16条	外部からの物品及び役務の調達管理（新設）
	第17条	文書管理（新設）
	第18条	工事に係わる届出
	第19条	工事に係わる検査、巡視及び点検
	第20条	維持に係わる巡視、点検及び検査
	第27条	記録管理
	別表1	保安に関する組織及び業務分掌
	別表8	社内規程類一覧表
変更年月日	平成19年10月31日	

以 上

変更理由書

電気事業法施行規則第50条改正（平成19年8月9日公布、平成19年9月30日施行）等により保安規程を以下のとおり見直したため。（【 】内は施行規則第50条2項の関係番号）

1. 関係法令及び保安規程の遵守のための体制について【1号・2号】
 - ・第5条（法令等遵守体制）を新設し、関係法令及び保安規程遵守のための体制、経営責任者の関与等について規定した。
2. 主任技術者について【3号】
 - ・第8条（主任技術者の職務等）にて、主任技術者が点検・確認すべき記録類は関係規程類に定める旨を明記した。
3. 保安教育について【4号】
 - ・第12条（教育内容と方法）に、保安教育の結果の評価及び内容の改善について追記した。また、その詳細については関係規程類に定める旨を明記した。
4. 発電用の事業用電気工作物に対する保安の改善について【5号】
 - ・第13条（保安の方針）、第14条（保安の計画、実施、評価、改善）、第15条（情報開示）を新設し、発電用事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の計画、実施、評価、改善等について規定した。
5. 発電用の事業用電気工作物に対する保安に必要な文書について【6号・7号】
 - ・第17条（文書管理）を新設し、発電用事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に必要な文書の明確化、その作成・変更・承認・保存の手順や評価・改善について規定した。
 - ・第18条（工事に係わる届出）において、工事計画届出に関する確認手順について関係規程類に定める旨を明記した。
6. 保安に関する記録について【8号】
 - ・第27条（記録管理）に保安に関する記録の作成、承認及び保存の手順を社内規程に基づき行い、詳細は関係規程類に定める旨を明記した。
7. 発電用の事業用電気工作物の保安に係る調達管理について【11号】
 - ・第16条（外部からの物品及び役務の調達管理）を新設し、発電用事業用電気工作物の保安に関して外部から物品又は役務を調達する場合は、社内規程に基づき調達管理を行う旨を明記した。
8. 保安規程の定期的な点検及び改善について【14号】
 - ・第3条（保安規程の変更）に、社内規程に基づき内部監査結果報告等を元に保安規程の改善を行う旨を追記した。
9. その他
 - ・職位名、法令に関する記載等について統一するため修正を行った。

以 上